平成２２年（フ）第１１６３号
名古屋市南区豊３丁目40番17号　レオパレスＭＥＩＨＯ―108号
債務者　甲斐　　豪
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方658番地５
債務者　小村　隆博
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道檜山郡厚沢部町本町93番地の４
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第２２号
山形県鶴岡市矢馳字金光寺104番地16
債務者　坂田　守雄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２３号
山形県鶴岡市矢馳字金光寺104番地16
債務者　阿部　美香
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２７号
山形県鶴岡市鳥居町２番18号
債務者　小松　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３２号
山形県鶴岡市稲生２丁目８番28―102号　市営住宅
債務者　梅木　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４０号
茨城県神栖市高浜2599番地11　第12平成荘１号棟、破産申立時の住所茨城県神栖市神栖４丁目７番29号
債務者　野口　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４７号
茨城県神栖市知手6251番地　第13平成荘３号棟
債務者　桝本　澄江
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市平井1128番地154　高橋組社宅
債務者　冨樫マキ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５２号
茨城県神栖市大野原１丁目５番18号　シティーハウス６号室
債務者　高野千枝子（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６５号
茨城県神栖市南浜１番地４　海浜第二住宅Ｈ―102
債務者　山崎　繁任
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３８号
新潟市西蒲区赤鏥306番地96、申立時の住所新潟市西蒲区和納2766番地
債務者　山田　泰範
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７８号
新潟市北区木崎2239番地
債務者　森山　智絵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
新潟市西区小針南20番８号　田中借家、前住所新潟市西区坂井東５丁目15番８号
債務者　中山　譲二
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
新潟市西区新通西２丁目27番２号　コーポ小林６号、前住所新潟市南区大通南２丁目188番地
債務者　富樫　　仁
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１６号
新潟市秋葉区東金沢543番地
債務者　眞柄　　崇
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部